

介護保険利用料（訪問看護）

2025年4月1日

		ご負担額			訪問看護の内容
		1 割	2 割	3割	
リハビリ（1回20分）		315円/1回 630円/2回 851円/3回	629円/1回 1,259円/2回 1,702円/3回	944円/1回 1,888円/2回 2,552円/3回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が看護師の代わりに行う専門的なリハビリで、他に看護師の定期的な状態観察が必要となります。週最大6回までです。
20分未満		336円/1回	672円/1回	1,008円/1回	吸引や栄養をつなぐ、点滴などの単純な処置。週1回以上定期的に20分以上の訪問を行っている方が利用できます。（定期訪問で20分未満の訪問のみはありません）
30分未満		504円/1回	1,008円/1回	1,512円/1回	病状の観察、介護指導、栄養、薬のアドバイス、主治医連絡など
30分以上～60分未満		881円/1回	1,762円/1回	2,642円/1回	30分のケアに加えて、排泄援助、おしもや口のケア、手足の拘縮予防運動、傷の処置など
60分以上～90分未満		1,207円/1回	2,414円/1回	3,621円/1回	60分のケアに加えて、体を拭く、着がえ、全身チェック、医療機器チューブ類の処置など
サービス提供体制加算		7円/1回	13円/1回	20円/1回	厚生労働省の示す経験年数等の一定の要件を満たしている事業所に対する加算です。
看護体制強化加算		589円/月	1,177円/月	1,766円/月	厚生労働省の示す医療依存度の高い方や重度の方に看護を提供している事業所に対する加算です。
緊急時訪問看護加算		615円/月	1,229円/月	1,843円/月	24時間、電話相談や病状の急変時に連絡が取れ、必要に応じて緊急訪問による対応、主治医連絡など行なう体制の利用
特別管理加算	(Ⅰ)	535円/月	1,070円/月	1,605円/月	胃瘻、腸瘻、輸液用ポート、中心静脈栄養点滴のカテーテル、数日間継続的に行う留置針、気管切開、気管カニュレ、永久気管孔、尿留置カテーテル、腹膜透析、経皮的胆管チューブ、腹水ドレナージチューブ、膿瘍液用チューブ、瘻孔のある方、注射や点滴による抗がん剤や麻薬を在宅で行っている場合
	(Ⅱ)	268円/月	535円/月	803円/月	在宅酸素、人工肛門、人工膀胱、自己導尿、真皮を超える褥瘡処置のある方
2人以上の看護師が訪問した場合の加算		30分未満 272円 30分以上 431円	30分未満 544円 30分以上 861円	30分未満 816円 30分以上 1,291円	介護拒否や、暴力行為、重症度の問題などで、安全安楽を考慮して複数の看護師訪問がケアプランで位置づけられている場合
90分以上の訪問の場合の加算		321円 / 1回	642円/1回	963円/1回	特別管理加算のある方で、90分未満のケアを行った後、引き続きケアを要する場合、90分未満の料金に加算されます
初回加算		375円/月	749円/月	1124円/月	病院や老人保健施設から退院・退所当日に新しく訪問看護を利用される方に訪問看護計画を作成し、初めて訪問看護サービスを行った月に加算されます
		321円/月	642円/月	963円/月	新しく訪問看護を利用される方に訪問看護計画を作成し、初めて訪問看護サービスを行った月に加算されます
退院時共同指導加算		642円/1回	1,284円/1回	1,926円/1回	病院や老人保健施設から退院や退所されるに当たり、訪問看護ステーションが病院の医師や看護師などと在宅で必要な話を話し、文書で連携した場合に加算されます
介護職員連携強化加算		268円/月	535円/月	803円/月	ヘルパーさんが吸引や経管栄養を行う為に訪問看護ステーションが連携して支援する場合に加算されます
ターミナルケア加算		2,675円/月	5,350円/月	8,025円/月	ご自宅で看取りを行った時、または看取り目的で病院搬送され24時間以内に亡くなった時（介護予防訪問看護にはありません）
死後の処置料金		10,000円	10,000円	10,000円	ご自宅で看取り、旅立ちのお支度を行った場合の処置料金です

◎訪問看護の1単位は10.70円です

◎介護保険制度では、ご本人負担分と致しまして1割から3割の負担額をお支払い頂くようになっておりますが1ヶ月分の合算した利用単位の割合負担となりますので、上記の金額を別々に加えた金額とは異なる場合がございます。（詳細はケアプランの提供票をご覧ください）

* サービス提供地域内の訪問には交通費はかかりません。

運営規程に定め、神奈川県に届け出ている地域以外に訪問した場合には交通費がかかります。

[小田原市全域・南足柄市の一部(岩原・塚原・沼田・生駒・駒形新宿・三竹)以外の地域]
ステーションから片道 10km未満 一律 1,000円 (10km以上 1kmにつき 100円加算)

* 早朝（6：00～8：00）夜間（18：00～22：00）の訪問は、設定額の25%増しとなり
深夜（22：00～6：00）は50%増しの加算とさせていただきます。

* 緊急時訪問看護加算の同意を頂いている方で、緊急訪問を要した場合には、所定の時間に相当する料金がかかります。この場合、所定単位数に加算されますのでご確認ください。

* 緊急時訪問看護加算の同意を得られていない方は、原則としてケアプランで定められた訪問以外の急変時の対応や時間外の電話相談は致しかねますのでご承知おきください。